

岡山県原爆被爆者介護保険利用助成事業実施要綱

(平成 13 年 3 月 22 日付 医第 2042, 2043 号保健福祉部長通知)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、福祉援護対策として、県内に居住地を有する被爆者であって、第 3 条に掲げる事業の利用者の費用負担分を助成することにより、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「被爆者」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 条に規定する者をいう。

第 2 章 助成事業

(助成事業の種類)

第 3 条 助成事業は、次に掲げるものとする。

- 1 訪問介護利用被爆者助成事業
- 2 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業
- 3 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業

(訪問介護利用被爆者助成事業)

第 4 条 訪問介護利用被爆者助成事業の対象者は、低所得（原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である（生活保護受給世帯を含む。）こと。以下同じ。）の被爆者のうち、次の表の左欄に掲げるサービス（以下「訪問介護等サービス」という。）を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受け、又は受けることができた者であって、当該訪問介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という）に規定する「訪問介護」	居宅介護サービス費（法第 4 1 条） 特例居宅介護サービス費（法第 4 2 条）
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条又は 1 4 条第 2 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）	介護予防サービス費（法第 5 3 条） 特例介護予防サービス費（法第 5 4 条）

<p>法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）</p> <p>*（平成27年3月31日厚生労働省老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コード（以下「サービス種類コード」という。）A1及びA2に限る。）</p>	<p>第1号事業支給費（法第115条の45の3）</p>
--	------------------------------

2 前項に規定する対象者に支給する限度額は、表の右欄に掲げる介護給付の額に90分の100を乗じて得た額（法第50条又は法第60条の規定が適用される場合にあっては、当該サービス費に100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合を除いて得た額）から当該介護給付の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他法及び他の制度等によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業）

第5条 介護老人福祉施設等入所被爆者助成事業の対象者は、法第9条に規定する被保険者（法第13条に規定する被保険者の特例に該当する者を含む。）である被爆者であり、次の各号に該当するものを対象とする。

一 法に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所し、それぞれ次の表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているもの。

<p>介護老人福祉施設</p>	<p>施設介護サービス費（法第48条） 特例施設介護サービス費（法第49条）</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設</p>	<p>地域密着型介護サービス費（法第42条の2） 特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</p>

二 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）に入所し、同法第28条第1項の規定により当該施設の入所に係る費用を負担しているもの。

2 前項に規定する対象者に支給する限度額は、次の各号のとおりとし、その範囲内で助成するものとする。

一 介護老人福祉施設等に入所している場合は、当該被爆者が受けた、前項第1号の表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする

二 養護老人ホーム等に入所している場合は、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により市町村長から徴収されている額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業）

第6条 通所介護・短期入所生活介護等利用被爆者助成事業の対象者は、法に規定する次の表の左欄に掲げるサービス（以下「通所介護・短期入所生活介護等サービス」という。）を受け、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該通所介護・短期入所生活介護等サービスに係る費用の一部を負担しているものを対象とする。

通所介護	居宅介護サービス費（法第41条）
短期入所生活介護	特例居宅介護サービス費（法第42条）
地域密着型通所介護	地域密着型介護サービス費（法第42条の2）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	
認知症対応型通所介護	
認知症対応型共同生活介護	
旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）	介護予防サービス費（法第53条） 特例介護予防サービス費（法第54条）
介護予防短期入所生活介護	
介護予防認知症対応型通所介護	地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2）
介護予防小規模多機能型居宅介護	特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）
介護予防認知症対応型共同生活介護	
法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所介護（以下「第1号通所事業」という。） *（サービス種類コードA5及びA6に限る。）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

2 前項に規定する対象者に支給する限度額は、当該被爆者が受けた、表の右欄に掲げる、法が規定する当該費用から、当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

なお、他法及び他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（助成方法）

第7条 この事業の助成方法は、法に規定する施設介護サービス費及び居宅介護サービス費の支給に準じて、自己負担額の範囲内で現物給付化とすることを原則とする。

第3章 雑則

（助成金の返還）

第8条 偽りその他不正な行為により、この要綱に基づく金銭の支給を受けた者には、当該支

給額の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第9条 この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行する。
ただし、平成27年度の助成から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。
ただし、平成28年度の助成から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。
ただし、平成30年8月1日以降の助成から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。
ただし、平成30年9月1日以降の助成から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。